

平成23年3月29日

澤村株式会社の『一般行動計画書』について

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために国、地方公共団体、企業、国民が担う義務を明らかにし、平成17年度から平成26年度までの10年間に集中的にかつ計画的に取り組んでいくことを目的に施行されています。

この法律において、企業は「一般事業主行動計画」を策定することとなり、事業主は一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることになっています。常用労働者が101名以上の企業は、「義務化」されました。

「一般事業主行動計画書」を策定しましたので、ご報告致します。

【一般事業主行動計画】

目標：労働環境の整備⇒平成25年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを社内により強く浸透させて所定外時間労働時間を10%削減を目指します。

<対策>

- 平成23年4月～所定外労働の現状を把握(継続的に)
- 平成23年4月～社内委員会での報告
- 平成23年5月～社内資料による管理職への周知
- 平成25年2月～ノー残業デーの徹底と所定外労働時間10%削減

以上